

三木町告示第147号

墓地経営の許可に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月15日

三木町長 伊 藤 良 春

三木町要綱第44号

墓地経営の許可に関する要綱の一部を改正する要綱

墓地経営の許可に関する要綱（平成4年三木町要綱第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「墓地」の次に「等」を加え、同項第5号中「すべて」を「全て」に、「承諾」を「同意」に改め、同項中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- （6） 納骨堂を設置しようとする敷地に隣接する土地の所有者その他の権利を有している者の同意書

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。